

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部管財課
委 託 業 務 名	庁舎新館中央監視装置保守点検業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	庁舎新館地階中央監視盤室内の中央監視装置の保守点検
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年4月1日
契 約 金 額	3,138,300円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号 [名 称] アズビル株式会社アドバンスオートメーションカンパニー関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本機器は新館地階に設置され、新館の空調・衛生（ポンプ類）制御及び新館エレベーター、本・別館空調及び衛生監視、各警報類の即時把握を行っている。故障等の不具合が生じた場合、本設備の製造業者である当該業者でしか、迅速な部品調達などの対応を行うことができない。また仮に保守点検業務を別業者に委託した場合、故障・事故等が起こった時に製造業者と保守点検業者との間で過失責任の所在が不明確となることから、本設備の製造業者である当該業者と随意契約を締結するものである。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。